

## 上場株式等に係る譲渡損失の金額と配当所得の損益通算が可能に！

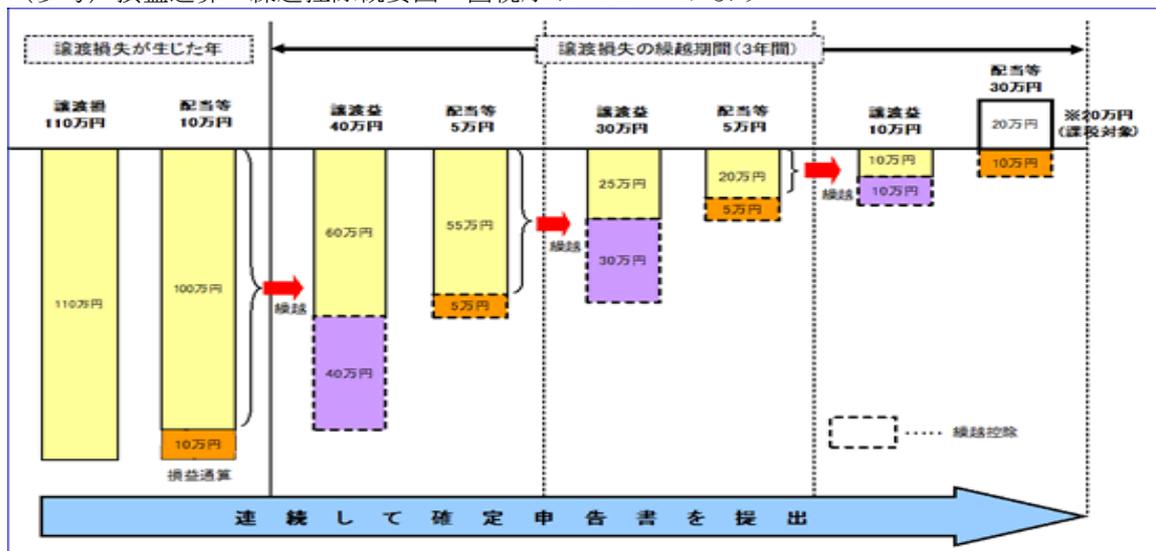
上場株式等を売却したこと等により生じた損失の金額がある場合は、平成 21 年分以降、確定申告により、その年の上場株式等に係る配当所得の金額（申告分離課税を選択したものに限り）と損益通算が可能となりました。

また、損益通算してもなお控除しきれない金額については、翌年以降 3 年間にわたり、確定申告により株式等に係る譲渡所得に係る譲渡損失の金額及び上場株式等に係る配当所得の金額から繰越控除することができます。なお、繰越控除については、平成 20 年以前の各年に生じた上場株式等に係る譲渡損失の金額で平成 21 年以降に繰越されるものについても、平成 21 年分以降の各年分の上場株式等に係る配当所得の金額から控除することができます。

譲渡損失と配当所得の損益通算の適用を受けるには、上場株式等の配当等について申告分離課税を選択しなければなりません。

配当所得は原則として総合課税の対象とされていますが、平成 21 年 1 月 1 日から平成 23 年 12 月 31 日までの間に支払を受けるべき上場株式等の配当等については、7%（他に地方税 3%）の税率による申告分離課税を選択できます。なお、申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得については、配当控除の適用はありません。

（参考）損益通算・繰越控除概要図 国税庁ホームページより



配当のプラスと譲渡損失のマイナスを通算することで配当所得の金額を減額できます。節税効果としては僅かですが、特に、昨年のリーマンショックで上場株式等の譲渡損失が多額に発生した方もいらっしゃると思いますので、損益通算をしてみたい方が多いのではないでしょうか？